

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ホテル、ニューグランド			コード	9720		
提出日	2023/2/7		異動（予定）日	2023/2/22			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されているため						
	<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）						

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	上野 孝	社外取締役	○													○	有	
2	岡崎 真 雄	社外取締役	○													○	有	
3	川本 守 彦	社外取締役	○													○	有	
4	勝 治 雄	社外取締役	○													○	有	
5	山崎 明	社外取締役	○										○				新任	有
6	奥津 勉	社外取締役	○													○	有	
7	佐々木 實 志	社外取締役	○													○	有	
8	大久保 千 行	社外取締役	○													○	有	
9	宮田 久 飼	社外取締役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	
1	該当事項なし	
2	該当事項なし	
3	該当事項なし	
4	該当事項なし	
5	山崎 明氏は、当社大株主である清水建設株式会社の常務執行役員を務めています。当社は同社と、当社建物の施工に関する取引がありますが、当該取引は、下記「4. 補足説明」に記載する当社の独立性判断基準に抵触するものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しております。	山崎 明氏は、当社建物の施工を務める清水建設株式会社の常務執行役員として、豊富な知識と経験を有しており、経営陣から独立した立場で客観的な視点による助言・提言をいたたくことで、当社経営全般の監督機能をさらに強化できると判断したためあります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項なし	
7	該当事項なし	
8	該当事項なし	
9	宮田 久飼氏は、当社大株主である東日本旅客鉄道株式会社の執行役員横浜支社長を務めています。当社は同社と業務提携をしておりますが、下記「4. 補足説明」に記載する当社の独立性判断基準に抵触するものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しております。	宮田 久飼氏は、当社大株主である東日本旅客鉄道株式会社の執行役員横浜支社長としての経験等を有していることから、経営陣から独立した立場で客観的な視点による助言・提言をいたたくことで、当社の経営に対する監督機能をさらに強化できると判断したためあります。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

独立性判断基準

- ① 当社を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- ⑤ 当社から賃貸料以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑥ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 上記①～⑥に該当する者は、その取締役等
- ⑧ 上記①～⑥に該当する者は、当社の取締役等
- ⑨ 当社から一定額を超える寄付又は助成をうけている者
- ⑩ 当社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪ 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- ⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑬ 上記①～⑩に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- ⑭ 当社の取締役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用者である者の配偶者は二親等以内の親族

(注)

- 1 上記①及び②において「当社を主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいいます。
- 2 上記③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）」をいいます。
- 3 上記⑤、⑥、⑦及び⑧において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいいます。

4 上記⑩において、2016年2月25日開催の第138回定期株主総会にて、監査等委員会設置会社移行に関する定款変更の決議を得ることを条件に、代表取締役社長に「（新規監査役）」「（常勤監査役）」に変更することとします。

※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※ 2 役員の質疑についてのチェック項目

- a. 上場会社社員の業務執行者
 - b. 上場会社社員の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から賃貸料以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社から一定額を超える寄付又は助成をうけている者（当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取締役（又はひいてはそれに準ずる者）の業務執行者（本人のみ）
 - k. その他役員の相互通算の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在」「最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。